

公共施設等への屋外広告物の掲出

法人その他の団体が、地域における公共的な取組に要する費用に充てるために表示する屋外広告物は、禁止地域及び禁止物件の規定を適用除外とします。

○法人その他の団体とは

- ・ 特定非営利活動法人
- ・ 一般社団法人
- ・ 地縁による団体(自治会)
- ・ その他地域の活動主体

○公共的な取組とは

- ・ 地方公共団体と地域住民等とが実施主体となつて行う催物
- ・ 防犯又は防災に関する取組
- ・ 道路、公園その他の公共施設の清掃又は美化
- ・ 道路、公園その他の公共施設に係る利用者の利便性の向上、地域の振興、活力ある地域社会の形成等に寄与するものとして市長が適当と認める取組

